

これから身体障害者手帳の取得をお考えの方へ

ほとんどの方にとっては今までなじみのなかった制度だと思imasるので、申請される前に知っておいていただきたいことを3つ、説明させていただきます。

1 病気と障害は同じではありません

身体障害者手帳の対象になる障害は、身体障害者福祉法に定められており、重い病気になっても身体の状態が、法で定められた障害に当てはまらない場合は、手帳の対象になりません。また、障害に当てはまる場合でも、その状態が一時的なものではなく、今後も続くと見込まれるものでなければなりません。

2 診断書を書ける医師は決まっています。

身体障害者手帳用の診断書を書けるのは、身体障害者福祉法第15条に基づいて指定されている医師だけです。ご自分の主治医が指定を受けているかどうか、診断書を依頼する前にあらかじめ御確認ください。

3 診断書に書かれた等級がそのまま手帳の等級になるわけではありません。

診断書には診断した医師の参考意見として等級が書かれますが、手帳の等級は診断書の内容を認定基準に照らし合わせて決定しますので、診断書の等級どおりになるとは限りません。